

1 お子さんの心とからだの負担を軽減するために、段階的に受け入れを再開します。

① 現時点で、緊急事態宣言の期間は5月31日(日)までとなっておりますが、5月18日(月)から、3歳未満児は慣らし保育(半日保育等)を当分の間行います。

※ 慣らし保育の詳細については、各保育所等に個別にご確認をお願いします。

② また、5月25日(月)から、3歳以上のお子さんの受け入れ制限を緩和いたします。

※ 各保育所等の実情や年齢に応じ、慣らし保育のご協力をお願いします。

2 可能な限り、出席人数を低減する取組みを行います。

① 保護者の皆様の勤務状況(保育が必要な日や時間帯)を再確認させていただきます。

② 「育児休業取得中の継続利用(5歳児除く)」である場合は、できる限り、家庭保育をお願いいたします(在籍扱いとします)。

③ 各保育所等から月2回程度、勤務の状況について書類等で確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

※ 上記の①②の以外の場合にも、引き続き、極力家庭保育にご協力をお願いいたします。

3 感染防止対策を徹底します。

① 「新しい生活様式」に対応した、保護者の方など外部からの感染防止対策を徹底します。

・ 原則として、各保育所等が指定する場所(玄関等)までの送迎とさせていただきます。

このため、朝夕の送迎が集中する時間帯には、お子さんの受け入れ等に時間を要することをご了承ください。

・ ご家族に発熱や呼吸器症状等がある方がいらっしゃる場合は、お子さんの登園はできません。

・ 引き続き、ご家族全員の検温、手洗い等、感染防止対策を徹底してください。

② 引き続き、保育所等の施設内における感染防止対策を行います。

③ 運動会等の各種行事は、原則、中止とさせていただきます。

※「**社会・経済活動の再開に向けた今後の保育所等の対応について:(5月13日付)**」より